

お客さま 各位

株式会社ファミリーネット・ジャパン

**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金・ガス料金の特別措置について(2月25日一部変更)**

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からの要請に基づく特別措置として、電気料金・ガス料金の支払期日の延長を適用しております。(2020年3月23日、5月15日、6月26日、7月21日、8月11日、9月4日、10月15日、11月19日、12月22日、2021年1月22日お知らせ済み)

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。

## &lt;特別措置の適用対象となるお客さま&gt;

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま(受けるための手続きをされているお客さまを含む)、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金・ガス料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

## &lt;特別措置の内容&gt;

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020年3月分※～10月分	5ヶ月間	
2020年11月分	4ヶ月間	5ヶ月間
2020年12月分	3ヶ月間	4ヶ月間
2021年1月分	2ヶ月間	3ヶ月間
2021年2月分	1ヶ月間	2ヶ月間
2021年3月分	—	1ヶ月間

## &lt;特別措置の申込方法&gt;

ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくはこちら(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)

本特別措置に関するお問い合わせ先  
コミュニティでんき・ガスお客さまセンター  
電気：0120-829-416(携帯電話・PHS可)  
ガス：0120-829-418(携帯電話・PHS可)  
9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)